

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		マンション敷地売却事業におけるマンション敷地売却組合に対する処分の取消し等
根拠条例・規則等名 条 項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第3項
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話：048 - 829-1518)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・処分基準は、法第161条第3項の定めによる。
	設定等年月日	平成26年12月20日設定 平成26年12月20日最終改正
備 考		